八　縦覧等　民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

九　交付等　民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年佐賀県条例第二十八号）第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。

十　保存等　保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第三条　民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2　前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第四条　民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2　前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3　第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条　民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第六条　民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2　前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

（規則への委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

2　特定非営利活動促進法施行条例（平成十年佐賀県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存は、法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項の規定による書面の備置きとする。

2　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第十四条において準用する民法第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項の規定による書面の作成とする。

3　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第二項の規定による書面の閲覧とする。

4　特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、前三項の書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月六日

佐賀県知事　古川　康

◉佐賀県条例第六十四号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四百三十五号中「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に、「二千百円」を「二千円」に改め、同表第四百三十六号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第四百三十七号中「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同表第四百三十八号を次のように改める。

四百三十八　削除				

別表第一第四百三十九号中「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同表第四百四十号中「第十一条の三第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に、「三万七千円」を「講習一時間につき千二百円」に改め、同表第四百四十一号中「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千百円」を「二千円」に改め、同表第四百四十二号を次のように改める。

四百四十二　削除				

別表第一第四百四十三号中「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同表第四百四十四号を次のように改める。

四百四十四　警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習の実施	警備員の指導及び教育に関する講習を受講しようとする者	現任警備員指導教育責任者講習手数料	五千円	受講申込みのとき

別表第一第四百四十四号の次に次の四号を加える。